

砂川市規則第12号

令和7年4月1日

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第14条関係）（7）の項、（10）の項及び（11）の項中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表中（14）の項を（15）の項とし、（13）の項を（14）の項とし、（12）の項を（13）の項とし、（11）の項の次に次のように加える。

<p>(12) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>一の年度において1月の範囲内の期間</p>
--	--------------------------

別表第4（第14条関係）中

「

<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務が121日以上であるものであって、6月以上任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことを行う。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>
<p>(5) 要介護者の介護その他の管理者が定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>

」

を
「

<p>(4) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務が121日以上であるものに限る。）が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>
<p>(5) 要介護者の介護その他の管理者が定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>

に改め、同表(7)の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。